

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名および住所

株式会社ジェイ・ピー

愛知県豊田市十塚町1-22-1 第3みそのビル4階1号

2 指名停止措置の期間

平成24年 5月10日～平成24年11月 9日（6ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

中部森林管理局管内

4 事実概要

株式会社ジェイ・ピーは、四国森林管理局安芸森林管理署発注の平成24年1月23日付け「造林事業（一ノ谷山 2221 ろ林小班外3保育間伐作業）（明許）」契約において国有林野事業造林事業請負契約約款第10条第3項の規定に違反し、現場代理人が事業現場に常駐せずその運営及び取締りを怠った。また、事業期限が近づいている中、監督職員等からの度重なる連絡に応じることもなく、国有林野事業造林事業請負標準仕様書第6条第2項及び第3項に定められている「変更計画書」を提出しなかった。さらに、契約した事業期間内に事業が完了せず契約解除に至った。

5 指名停止措置理由

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日9林野政第890号）における、別表第12号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

○「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2関係）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ】

中部森林管理局経理課

直通：050-3160-6527

担当者：土屋 正泰

